

西広島バイパス都心部延伸事業整備効果検討会 規約

(名 称)

第1条 本会は、西広島バイパス都心部延伸事業整備効果検討会（以下「検討会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 検討会は、西広島バイパス都心部延伸事業の整備効果等について検討することを目的とする。

(組 織)

- 第3条
- 1 検討会は、前条の目的に関係のある官公署団体及び地元経済団体を以って組織する。
 - 2 検討会の会長は広島市道路交通局長を、委員は別表に掲げる職にある者を以って充てる。
 - 3 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。
 - 4 会長に事故のあるときは、会長が指定する委員がその職務を代行する。

(検討等の内容)

第4条 検討会は、第2条の目的を達成するための検討を行う。

(会 議)

- 第5条
- 1 検討会は、必要に応じ会長が招集する。
 - 2 検討会の議長は、会長を以って充てる。
 - 3 会長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

- 第6条
- 1 検討会に事務局を置く。
 - 2 事務局は、国土交通省広島国道事務所計画課及び広島市道路交通局道路部道路計画課に置く。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、検討会の議を経て別に定める。

附則

この規約は、平成31年（2019年）1月28日から施行する。

別表

委員名簿

(順不同・敬称略)

国土交通省 広島国道事務所	所長	荻野 宏之
広島市 道路交通局	局長	加藤 浩明
廿日市市 建設部	部長	河崎 勝也
大竹市 建設部	部長	山本 茂広
広島商工会議所 産業・地域振興部	部長	伊木 剛二
一般社団法人 中国経済連合会	部長	高見 佳宏